

合算番号単価の修正について

<目 次>

基礎的電気通信役務支援機関からの合算番号単価修正通知の概要	1
-------------------------------------	---

別添

- 修正合算番号単価及び修正番号単価の算定について（通知）（写）

「基礎的電気通信役務支援機関からの合算番号単価修正通知」(概要)

- ✓ 令和7年4月22日付、基礎的電気通信役務支援機関（一般社団法人電気通信事業者協会）から総務大臣に宛て、「番号単価告示※」に基づき、**令和7年度中に対象事業者から徴収する月ごとの第一種負担金に係る額**を計算するための「**番号単価**」を算定した結果、現行の**2円**を、**本年10月徴収分から3円に修正すると通知**があった

※ 平成18年総務省告示429号

① 令和6年9月「令和7年度の番号単価」の算定

$$\begin{aligned}\text{令和6年9月に算定した番号単価} &= \frac{\text{令和7年度中に徴収すべき第一種負担金の総額}^{**}}{\text{令和7年度中の徴収の算定対象となる電気通信番号数の予測値の総数}} \\ &= \frac{71.5\text{億円}}{29.5\text{億番号}} \\ &= 2.4213132\cdots\text{円} \Rightarrow (\text{整数未満四捨五入}) = \mathbf{2\text{円/月}}\end{aligned}$$

** 令和6年11月20日情郵審答申⇒総務大臣認可済

② 令和7年4月 算定対象となる電気通信番号数の予測値の更新（毎年度4月に更新）

- ✓ 更新した予測値に基づいて試算した結果、「今後徴収が見込まれる第一種負担金の額」が、「令和7年度中に徴収すべき第一種負担金の総額」に達するのは、令和7年度を越え、令和8年6月との見込み ⇒ 「**令和7年度の番号単価**」の修正が必要

③ 本年10月徴収分からの「令和7年度の番号単価」の修正

$$\begin{aligned}\text{本年10月徴収分からの番号単価} &= \frac{\text{「令和7年度中に徴収すべき第一種負担金の総額」} - \text{「令和7年4月～9月に徴収が見込まれる額」}}{\text{令和7年10月～令和8年3月の徴収の算定対象となる電気通信番号数の予測値(更新)の総数}} \\ &= \frac{71.5\text{億円} - 29.6\text{億円}}{14.7\text{億番号}} \\ &= 2.8504914\cdots\text{円} \Rightarrow (\text{整数未満四捨五入}) = \mathbf{3\text{円/月}}\end{aligned}$$

(押印省略)

別添

T C A 支 - 4 0 0
令和 7 年 4 月 2 2 日

総務大臣 村上 誠一郎 殿

一般社団法人電気通信事業者協会
会 長 高 橋 誠

修正合算番号単価及び修正番号単価の算定について（通知）

修正合算番号単価及び修正番号単価について、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第 2 7 条の規定に基づく総務省告示第 4 2 9 号（平成 1 8 年 7 月 3 1 日）第 3 条により、下記のとおり算定したので通知します。

記

1 修正合算番号単価及び修正番号単価

- 修正合算番号単価（N T T 東日本・N T T 西日本の修正合算番号単価）

修正合算番号単価は「3 円」（現在は 2 円）とする。

- N T T 東西に係る修正番号単価

N T T 東日本に係る修正番号単価 1 . 8 0 3 4 7 0 9 4 円 に修正
(現在の番号単価 1 . 2 0 3 2 5 3 9 6 円)

N T T 西日本に係る修正番号単価 1 . 1 9 6 5 2 9 0 6 円 に修正
(現在の番号単価 0 . 7 9 6 7 4 6 0 4 円)

2 修正番号単価等の適用の時期

令和 7 年 7 月～ 1 2 月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額の算定に適用